

公布された規則のあらまし

佐賀県立自然公園条例施行規則及び佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 15 号）

- 1 海岸保全施設から、堤防又は胸壁と一体的に設置された樹林を除くこととした。
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則（規則第 16 号）

- 1 検査等の一部を廃止することに伴い、佐賀県保健所の使用料及び手数料を見直すこととした。（第 2 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第 17 号）

- 1 身体障害者診断書・意見書のうち聴覚障害の状態及び所見の記載項目に、身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況の記載項目を加えることとした。（様式第 6 号関係）
- 2 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県調理師法施行細則の一部を改正する規則（規則第 18 号）

- 1 九州各県の共通様式から調理師試験受験願書及び調理業務従事証明書を除外することとした。（様式第 1 号及び様式第 2 号関係）
- 2 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（規則第 19 号）

- 1 製菓衛生師法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（第 3 条関係）
- 2 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第 20 号）

- 1 現業職給料表の給料月額を改定することとした。（別表第 1 関係）
- 2 1 に伴い、現業職給料表昇格時号給対応表を改正することとした。（別表第 5 関係）
- 3 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 21 号）

- 1 地方公務員災害補償法に基づく補償制度に準じて、平成 26 年 4 月以降の分として支給される補償及び福祉事業に係る補償基礎額に関する特例を設けることとした。（第 27 条関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとした。

地方税法第 396 条の規定による知事が指定する職員に関する規則（規則第 22 号）

- 1 地方税法第 396 条の規定により、納税義務者等に質問等を行うことができる県の職員を定めることとした。（第 2 条関係）
- 2 1 の質問等を行う職員の身分証明書の様式を定めることとした。（第 3 条及び様式関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。